



2024 年 12 月 No.101

EU における強制労働製品禁止規則の成立を踏まえたサプライチェーン管理

弁護士 福原 あゆみ

1. はじめに

強制労働製品の流通については米国において関税法・ウイグル強制労働防止法（UFLPA）を根拠に積極的に執行されてきましたが¹、2024 年 11 月 19 日、EU でも、強制労働製品の EU 域内での流通・販売や EU 市場からの輸出を禁止する規則（Regulation on prohibiting products made with forced labour on the Union market and amending Directive (EU) 2019/1937。以下「FLR」といいます。）が EU 理事会で採択されることにより成立しました²。本規則は、近日中に官報に掲載されることにより発効し、発効から 3 年後に適用開始されます。FLR は、EU に拠点を有する企業だけでなく、EU 域内で製品の販売等を行う日本企業にとっても広く影響が及ぶうため、以下概要を紹介します。

2. 最終採択された FLR の概要

(1) 適用対象

FLR は、強制労働製品について、EU 域内での流通や EU 域外への輸出を禁止するものであり、規制対象となる「強制労働製品」には、生産、製造、収穫、採掘のいずれかの段階で³強制労働が全部または一部使用された製品がすべて含まれ、国産品か輸入品かにかかわらず、また、原産地や製品の種類を問わず適用されます（2 条 7 項）。

FLR の適用範囲は広範であり、規模、収益、事業所、法的形態にかかわらず、すべての経済事業者に適用されます。この点は、2024 年 7 月に成立した EU の企業サステナビリティデュー・ディリジェンス指令（CSDDD）が従業員数や売上高を基準としている⁴点との違いになります。

また、同規則が対象とする「製品」については、サプライチェーンのあらゆる段階におけるすべての種類の製品に適用されることとされるとともに、当該製品の輸出入だけでなく、EU 域内のエンドユーザーを対象としたオンライン販売も対象となります（4 条）。オンライン販売の場合、単にエンドユーザーが EU 加盟国でアクセス可能なだけで適用対象になるものではないとされており、「EU 域内のエンドユーザーを対象とした」販売であるかは、発送可能な地域、注文等に利用可能な言語、支払手段および通貨、EU で登録されたドメインネーム等を考慮した上での事案ごとの判断となり、実際に EU 市場に流通していない時点でも当局は必要な措置を講じることが可能であるとされます（前文 22）。

¹ UFLPA の執行動向については、2024 年 7 月発行「[近時のウイグル強制労働防止法（UFLPA）の執行状況等に関するアップデート](#)」（本ニュースレター第 96 号）をご参照ください。

² <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/11/19/products-made-with-forced-labour-council-adopts-ban/>

³ 輸送サービスについては除外されます。

⁴ CSDDD の概要については、2024 年 6 月発行「[欧州の企業持続可能性 DD 指令（CSDDD）の正式採択と日本企業に与える影響](#)」（本ニュースレター第 91 号）をご参照ください。

(2) 規制内容

(a) 強制労働製品の流通禁止・市場からの排除

当局⁵は、強制労働により採掘、生産、製造等がなされた疑いがある製品について調査を実施し、強制労働が判明した場合、EU 域内で生産されたものか EU 域外から輸入されたものかにかかわらず、その製品の流通を禁止し、EU 市場から排除する⁶権限を有します⁷。そして、当局の決定に従わない場合には、追って国内法で定められる罰則が課される可能性があります。一方で生産者が事業やサプライチェーンから強制労働を排除した場合には、当該製品を再度 EU 市場に戻すことが可能とされています。

具体的な調査は、予備調査⇒本調査の順で行われることが定められています。すなわち、すべての自然人・団体は強制労働禁止に関する違反の疑いがある場合に当局に申告することができ（9 条 2 項）、当該申告等に基づき強制労働の疑いがある場合、当局はまず予備調査を行い（17 条）、製品が強制労働により生産されたことの実質的な懸念（substantiated concern）が認められる場合には本調査が開始されるものとされます（18 条）。調査の過程において、調査対象企業は、一定期限内に回答書を作成し当局に提出することが求められます（17 条 1 項および 2 項、18 条 3 項および 4 項）。

当局による調査はリスクベース・アプローチでなされることが明示されており、①強制労働の規模と深刻さ（国家による強制労働が懸念されるかを含む。）、②EU 域内で流通する、または入手可能となった製品の数量、③最終製品に占める強制労働で製造されたと思われる部品等の割合、④サプライチェーンにおける強制労働リスクと事業者の影響力の近接性を踏まえて、優先順位を付けた上で企業および製品の調査を行うこととされます（14 条）。この点については、UFLPA では中国新疆ウイグル自治区において全部または一部が製造等された製品を米国に輸入する事業者側に強制労働により製造等されたものでないことの立証責任が課せられているのに対し、FLR では、当局側が強制労働により製造等されたことの立証責任を負う建て付けとされている点が特徴です。

(b) 製品に関する追加情報の提出等

FLR は、規制対象とする製品を特定できるようにするため、欧州委員会が委任法令を採択することにより、指定する製品に関し、企業に対して、製品の製造業者やサプライヤー等に関する追加情報の提出を求めることができます（前文 56、27 条）。ここでの追加情報は、製品の製造者および製品の供給者に関する詳細（名称、商号または登録商標、連絡先の詳細、固有の識別番号）だけでなく、製品自体に関するその他の情報（たとえば、製品の名称またはブランド、製造番号など製品を識別するための情報等）が想定されています（前文 56）。

このような情報提供を支援するため、FLR は、特定の地理的地域や特定の製品・セクターに関する強制労働のリスクの情報提供を行うデータベースを公開することを定めています（8 条。なお、事業者名については匿名化されます。）。

3. 企業に求められるサプライチェーン管理

FLR の成立を踏まえ、自社製品またはこれを組み込んだ最終製品が EU 域内での販売や EU 域外への輸出を想定したものかをチェックし、これに該当する場合、地域・製品・サプライヤー等の要素に基づき強制労働リスクの有無についてデュー・ディリジェンスを実施し、強制労働により製造されたものが含まれないことを確認するというプロセスが今後はより重要になります。FLR の適用開始まで 3 年ありますが、このようなサプライチェーンを通じ

⁵ 強制労働が疑われる行為が EU 域内で行われている場合には、当該加盟国の管轄当局が主管官庁となり、行為が EU 域外で行われている場合には欧州委員会が主管官庁となります（15 条）。

⁶ 製品の性質により、事業者に寄付、リサイクル、破壊等の処分を行わせることを意味します。

⁷ ただし、EU にとって戦略的または重要な製品については、サプライチェーンの混乱を考慮し、企業がサプライチェーンから強制労働を排除するまで、企業の費用負担で一定期間製品の処分を保留する可能性があると考えられています（20 条 5 項、前文 48）。

た取り組みには時間がかかるため、強制労働リスクがサプライチェーンのどの部分に存在するかマッピングを始めることが推奨されます。

強制労働製品の輸入に関しては、上記 1 のとおり、これまで米国におけるウイグル強制労働防止法の執行が積極的になされており、本年 11 月 25 日にも金属加工や食品分野の中国企業が新たにエンティティ・リストに掲載されたことが公表されています⁸。今後、EU 当局は FLR に従い独自に優先分野を検討することになりますが、製品・セクターについて強制労働リスクが高い場合には自ずから優先分野が重なる可能性は高いと考えられます。そのため、優先順位付けを行うにあたっては、米国当局が公表している強制労働製品のリスト（List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor）⁹や、UFLPA に基づく優先執行分野（アパレル、綿、ポリシリコンを含むシリカ製品、トマト、アルミニウム、ポリ塩化ビニル、水産品）等も参考になるでしょう。

強制労働リスクの有無を検討するにあたっては、強制労働は、強制労働条約（29 号）に基づき、処罰の脅威によって強制され、また、自らが任意に申し出たものでないすべての労働（ただし、兵役や裁判所の判決の結果強要される労務等を除く）を指すとされており、企業が外国人労働者からパスポート等の身分証明書を没収・保管することや、仲介手数料等を返済するための債務労働等も強制労働にあたりうる点にも留意が必要です。

なお、今後、欧州委員会は 18 か月以内にガイドラインを発行することが見込まれ、その内容についても注目されます。

2024 年 12 月 3 日

⁸<https://www.dhs.gov/news/2024/11/22/dhs-will-now-restrict-goods-over-100-prc-based-companies-entering-united-states-due>

⁹ <https://www.dol.gov/agencies/ilab/reports/child-labor/list-of-goods>

[執筆者]



福原 あゆみ（長島・大野・常松法律事務所 弁護士 パートナー）

ayumi_fukuhara@noandt.com

法務省および検察庁での経験を活かし、企業の危機管理およびグローバル調査を主な業務分野としている。国内外の規制当局が関与するクロスボーダーの複雑な調査を取り扱うほか、ビジネスと人権（BHR）に関するアドバイスをはじめとするコンプライアンス体制構築の支援も多数行っている。経済産業省「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」委員（2022 年）。主な著書に『基礎からわかる「ビジネスと人権」の法務』（中央経済社）。日本経済新聞社の 2023 年「企業法務税務・弁護士調査」のビジネスと人権分野にて第 2 位に選出（企業選出・総合選出）。

コンプライアンス・アセスメントのご案内

当事務所の危機管理・コンプライアンスチームでは、事業環境を踏まえ企業のコンプライアンスリスクを分析した上、社内規程その他のコンプライアンス体制の改善に向けたアドバイスを提供するコンプライアンス・アセスメントをご提供しています。対象とする分野を限定した初期的なアセスメントを実施することも可能です。

役員研修、コンプライアンス研修等のご案内

当事務所の豊富な実務経験を活かした実践的な研修プログラムを各種実施しています。最近の不祥事事件からの教訓や、コーポレートガバナンスコード対応を含む最新の法令動向を踏まえ、各社のニーズに沿った内容とさせていただきます。

ご興味をお持ちの場合や、さらに詳しい情報を知りたい場合は、遠慮なく下記編集者までお問い合わせください。

[編集者]

埜 尚義 パートナー

takayoshi_tao@noandt.com

眞武 慶彦 パートナー

yoshihiko_matake@noandt.com

工藤 靖 パートナー

yasushi_kudo@noandt.com

福原 あゆみ パートナー

ayumi_fukuhara@noandt.com

深水 大輔 パートナー

daisuke_fukamizu@noandt.com

辺 誠祐 パートナー

tomohiro_hen@noandt.com

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約600名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

(*提携事務所)

NO&T Compliance Legal Update 〜危機管理・コンプライアンスニュースレター〜の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_compliance/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-compliance@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。